

※本条項は、結婚式あんしんサポート付きのご契約をいただいた場合に適用されます。

株式会社 Share Clapping（以下「当会場」といいます）では、挙式・披露宴（以下「ご婚礼」といいます）のご契約及び当会場のご利用に関して次の通り定めておりますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

第1条 ご契約の成立

- ① ご婚礼のご契約に際して申込金 10 万円をお支払いいただきます。
- ② お客様双方による申込書へのご署名と申込金のお支払いをもちまして、ご契約は成立いたします。（お預かりいたしました申込金は、ご精算時の内金となります）また、正式ご契約後のお客様の都合による解約、日程変更の場合は、お預かりした申込金をご返却できませんのでご了承ください。結婚式あんしんサポート費用（5 万円）につきましても、いかなる理由でも返金できません。
- ③ 割引特典に関しては、初期見積提示の際に、ご検討いただいた時期・人数に対しての内容となるため、日程変更や初期見積提示時の人数を下回った場合は適用外となります。
当会場での最低貸切人数は（ ）名となっております。最低貸切人数を下回る場合は、その差額分を頂戴いたします。

第2条 お支払い

- ① ご婚礼当日より起算して1ヶ月前までに最新見積の50%をお支払いください。また見積金額の残金に関しましては、ご婚礼後3日以内に指定口座へお振込みくださいますようお願いいたします。
- ② クレジットカードのご利用はいただけませんが、フリークレジットのお取扱いはございます。フリークレジットの利用可否および条件は信販会社の審査により決定されます。審査結果によりご利用いただけない場合でも、本規約に基づくご婚礼代金のお支払いおよび解約料・日程変更料のお支払い義務は影響を受けません。
- ③ 解約料・日程変更料は、解約日又は変更日より5日以内にお支払いください。
- ④ ご婚礼代金、解約料又は日程変更料のお支払いに問題が発生した場合、お客様双方にて連帯してお支払いください。
なお、万が一お支払いをいただけない場合には、ご両家の皆様にご相談させていただくことがございます。

第3条 ご婚礼時間の超過と追加料金

当会場では披露宴時間を2時間30分までとさせていただいております。ご契約時間を超越した場合は追加料金を頂戴いたします。
但し、次の会場使用時刻との関連でご使用時間の超過に应じられない場合もございますので予めご了承ください。

第4条 人数の確定

最終打合せで確定いたしました料理等をご用意する人数（以下「確定人数」といいます）の変更については、ご婚礼当日の14日前までにご連絡ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、確定人数より減少した場合でも確定人数分の料金をお支払いいただきます。なお、確定人数から増員される場合には、同じ商品やサービスをご提供できない場合があること、及び追加料金が発生することを予めご了承ください。

第5条 料理の持ち帰り

当日提供いたします料理は、宴会場においてお召し上がりいただけるように用意しております。食品衛生上、お持ち帰り用として特別にご用意した料理（折詰、赤飯折入等）以外は卓上の料理のお持ち帰りはお断りさせていただきます。

第6条 お客様による直接手配・お持込

- ① お客様による料飲サービススタッフの直接手配、料理・飲物・会場装花・卓上装飾・生ケーキ・カメラマン・ビデオカメラマン・衣装のお持込はお断りさせていただきます。
- ② 引出物、引菓子1個につき500円（税別）、また美容着付、司会は30,000円（税別）をお持込料として申し受けます。
なお、搬入に関する期日と搬入方法については指定をさせていただきますのでご了承ください。

- ③ 装飾品・配布物・各種機材・楽器等（特に搬入・搬出が必要となるもの）をお客様がご用意する場合は、直接手配をされる前に必ずお申し出ください。なお、了承いたしかねる場合がございます。
- ④ お客様が直接手配・お持込された商品または役務に関してトラブル等が発生した場合は、当会場の責による場合を除き、責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ⑤ お客様がお持込された物品が破損または損傷した場合、その弁償には応じかねますので、当会場へのお持込については十分ご注意ください。

※上記内容以外にもお断りするケースがございます。内容に応じて判断する場合がございますので、予めご了承ください。

第7条 禁止事項

- ① 次に該当するもののお持込は禁止いたします。

・大音響を発するもの（例：エレキギター・太鼓・ドラム・吹奏楽器等） ・発火若しくは引火性のあるもの
・犬・猫・その他の動物（但し、盲導犬・介助犬・聴導犬を除く） ・危険物または有毒物 ・悪臭を発するもの
・その他不快感を与えるもの

- ② 次に該当する行為は禁止いたします。

・什器備品の移動又は持ち去り ・風紀を乱す行為 ・喧嘩行為など他のお客様の迷惑になるような行為
・第三者の権利を侵害する映像や画像等のお持込や使用又は上映（市販楽曲を用いて映像等を自作される際には音楽著作権の許諾が必要となるため予め担当スタッフまでご相談ください。） ・使用目的以外でのご利用 ・法令で禁じられている行為
・当会場とのご契約内容や見積額等について当会場の同意を得ないままでの対外的な開示（SNSへの投稿を含みます。）
・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体その他反社会的勢力の関係者による利用

第8条 ご祝儀等の現金・貴重品の管理について

- ① ご婚礼におけるご祝儀等の現金・貴重品について、お客様及びご出席のお客様の管理下で発生した事故・盗難等につきましては、当会場は責任を負いかねますので予めご了承ください。
- ② クロークでは、貴重品（ご祝儀含む）のお預かりはご遠慮させていただいておりますので予めご了承ください。

第9条 ご婚礼中の事故・怪我など

お客様及びご出席のお客様の不注意による事故・怪我、お客様同士のトラブルなどにつきましては、当会場に故意又は重大な過失がある場合を除いて、当会場は責任を負いかねますので予めご了承ください。当会場の責に帰すべき事由により損害が生じた場合であっても、当会場の賠償責任は、お客様が当会場に実際に支払ったご婚礼代金の総額を上限とし、特別損害・間接損害・逸失利益については、当会場に故意又は重大な過失がある場合を除き賠償の対象外とします。

第10条 撮影記録

- ① 挙式を厳かに行うため、列席者の皆様によるカメラ撮影はご遠慮いただいております。なお、挙式退場時には撮影可能となっておりますので、挙式前に司会者より列席者の皆様へアナウンスさせていただきます。
- ② 撮影データ原本の保存期間は納品後1ヶ月となっております。保存期間経過後はデータを消去いたしますので予めご了承ください。お客様ご自身にてパソコン・その他の記録メディアへのバックアップをお勧めいたします。
- ③ 撮影には万全を尽くしておりますが、撮影データの全部又は一部を消失した場合には、販売価格の全額又はその一部の返金をもって補償とさせていただきます。

第11条 免責事項

次に定める事由に該当する場合には、当会場は賠償責任を負いません。

- ① 自然災害、火災、その他当社の責に帰することのできない事由により、施設の全部又は一部が滅失又は毀損するなどご婚礼の履行が不可能又は著しく困難になったとき。
- ② 法令に基づく公権力の行使、関係官庁の指導、又は緊急事態宣言など行政機関からの要請又は命令等により、施設の全部又は宴会場を

使用できない場合など、当社の責に帰することのできない事由により、ご婚礼の履行が不可能又は著しく困難になったとき。
上記の場合、別日程、別会場をご案内させていただく場合がございます。

第12条 ご婚礼の申込みのお断り及びご契約の解除

お客様（お客様側の全ての関係者を含みます。）が次に掲げる事項に該当する場合においては、ご婚礼の申込みをお断りするか、ご契約を解除させていただきます。なお、解除の場合には第14条に記載された解約料を違約金としてお支払いいただきます。

- ① 次の事項に該当する者がいる場合
 - ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体又は関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」といいます）
 - ・暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者
 - ・法人又は団体でその役員が暴力団等に該当するときの関係者
 - ・準暴力団及びその他の犯罪集団
- ② 法令若しくは公序良俗に反する行為をされる恐れがあると認められるとき、又は他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をすると当会場が判断したとき
- ③ 当会場若しくは従業員に対し、カスタマーハラスメントに該当する行為が行われたと当会場が判断したとき。詳細については規約末尾のカスタマーハラスメントに対する基本方針をご確認ください。
- ④ 他のお客様の生命、身体、財産を害する恐れがあると認められるとき
- ⑤ お客様の利用に関し、抗議行動、いやがらせ等が予想され、他の利用客や近隣住民に迷惑がかかると当会場が合理的に判断したとき
- ⑥ 感染症に罹患した、又はその恐れがあると診察されたとき
- ⑦ この挙式・披露宴規約に違反したとき

第13条 ご了承いただく事項

当会場におきましては、会場内装・外観及びエントランスといった敷地内環境を修繕又は改装することがあります。当該修繕又は改装を実施するに際しましては、概要が決まり次第お客様に改装実施の時期及び改装後のイメージにつきご案内をさせていただきます。また、当会場の周辺環境や眺望が変わる場合がございますこともあわせてご了承ください。

第14条 解約料

すでに締結済みの契約をお客様のご都合により解約される場合は、所定の解約料をお支払いいただきます。

解約料については、下記「ご婚礼解約料」及び「その他付帯する事項の解約料」の記載を基準に、お客様双方より直接当会場へご連絡された日を「解約日」として算定される金額の合計額となります。

＜ご婚礼解約料＞

解約日	解約料
申込日⇒7日前	申込日より7日目まで無料
ご婚礼当日より150日以前	申込金全額 + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の149日前より120日前まで	申込金全額 + 最新見積人数に5,000円を乗じた金額 + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の119日前より90日前まで	申込金全額 + 最新見積人数に10,000円を乗じた金額 + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の89日前より30日前まで	申込金全額 + 最新見積人数に15,000円を乗じた金額 + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の29日前より10日前まで	申込金全額 + 最新見積金額の50% + 印刷物等の実費
ご婚礼当日の9日前より前日まで	申込金全額 + 最新見積金額の80% + 印刷物等の実費
ご婚礼当日	申込金全額 + 最新見積金額の100% + 印刷物等の実費

※ 結婚式あんしんサポート費用（5万円）は、申込日よりいかなる理由においても返金いたしません。

※「実費」とは印刷済みの招待状や筆耕代、その他販売した商品に消費税を加えた合計金額を指します。

※「見積金額」とは、最も新しく提出した見積金額内容に準拠するものとし、見積金額はサービス料及び税金を除いた金額が対象となります。

※ 一旦日程変更された後にご婚礼を解約される場合には、「解約申出日と変更後日程」に基づき算出される解約料に加え、「日程変更申

出日と変更前日程」に基づき算出される解約料もあわせてお支払いいただきます。

＜その他付帯する事項の解約料＞

項目	解約日	解約料
司会者	司会者決定日から6日目より司会者との打合せ前まで	定価の20%
	司会者との打合せ後よりご婚礼前日まで	定価の50%
	ご婚礼当日	定価の全額
ヘアメイク・演出関係	打合せ後よりご婚礼前日まで	定価の50%
	ご婚礼当日	定価の全額
会場装花・ブーケ	打合せ後よりご婚礼当日の13日前まで	定価の50%
	ご婚礼当日の14日前より当日	定価の全額

※上記項目以外についてはお申込内容及び、手配先各社規定により解約料が発生する場合がございます。

※司会者決定日とは、担当者に決定のご連絡をいただいた日を指します。

※ご婚礼自体ではなく、注文済アイテムの個別解約の場合も上記解約料となります。

第15条 日程変更料

すでにお申込いただいたご婚礼の開催予定日を延期される場合は、下記の日程変更料とそれまでに要した実費をお支払いいただきます。

なお、お客様双方より直接当会場へご連絡をいただいた日をもって「変更日」とし、対応させていただきます。

※変更先の日程に関しては「変更日」より1年以内とし、1回に限りお受けいたします。

※変更先の日程により、ご契約時の割引等の条件は適用できない場合がございます。

変更日	変更料
ご婚礼当日より120日以前	印刷物等の実費
ご婚礼当日の119日前より90日前まで	最新見積人数に2,500円を乗じた金額及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の89日前より60日前まで	最新見積人数に5,000円を乗じた金額及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の59日前より30日前まで	最新見積人数に7,500円を乗じた金額及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の29日前より10日前まで	最新見積金額の25%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日の9日前より前日まで	最新見積金額の60%及び印刷物等の実費
ご婚礼当日	最新見積金額の100%及び印刷物等の実費

第16条 結婚式あんしんサポート（損害賠償・解約・日程変更の特約）

本サポート付きのご契約をいただいた場合、以下のいずれかの事由による限り、当会場に対する損害賠償責任は発生せず、また、ご婚礼自体が解約になった場合は、「第14条 解約料」は適用されません。また、ご婚礼自体が日程変更になった場合は、その初回の変更に限り、「第15条 日程変更料」に定める変更料は適用されません。

(1) ご婚礼当日の損害賠償責任に関する事由

会場の天井・壁・床・屏風・絨毯・照明設備・スクリーン・映像投影装置・音響設備・家具・調度品の破損・汚損

但し、以下の場合は、本サポートの対象外とします。

- ① 故意または飲酒に起因する過失による破損・汚損
- ② 設備・備品を本来の用途以外で使用了ことによる破損・汚損
- ③ 法令違反または公序良俗に反する行為による破損・汚損
- ④ 駐車場内の事故による破損・汚損
- ⑤ 屋外設備の破損・汚損
- ⑥ 上記に定めるもの以外の設備・什器備品の破損・汚損

(2) ご婚礼の解約または日程変更に関する事由

- ① 新郎新婦または戸籍上の新郎新婦の子・父母・祖父母・兄弟が死亡した場合
- ② 新郎新婦または戸籍上の新郎新婦の子・父母・祖父母・兄弟が傷害または疾病により入院した場合

但し、ご契約の成立時に入院している場合は、本サポートの対象外とします。

③ 新郎新婦がご婚礼当日に入院中、または医師の指示により自宅待機等となった場合

但し、美容を目的とする入院・処置、治療を伴わない健康診断または検査のみを目的とする入院は、本サポートの対象外とします。

④ 新郎新婦が平時居住する家屋について火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による半壊以上の被害が生じた場合

⑤ ご婚礼当日、前日または前々日において、結婚式会場の所在する地域、新郎新婦の実家が存する地域または新郎新婦が平時居住する地域について、気象庁から次のいずれかの特別警報もしくは大津波警報が発表された場合または内閣府により災害救助法が適用された場合

(ア)大雨特別警報

(イ)大雪特別警報

(ウ)暴風特別警報

(エ)暴風雪特別警報

(オ)波浪特別警報

(カ)高潮特別警報

(キ)大津波警報

第17条 結婚式あんしんサポート書面提出義務

「第16条 結婚式あんしんサポート（損害賠償・解約・日程変更の特約）」に定めるご婚礼の解約または日程変更に関する「第14条 解約料」および「第15条 日程変更料」の不適用を申請する場合、新郎新婦は当会場所定の申請書および下記書面を事由発生の日から30日以内に提出しなければなりません。

申請に必要な書面は以下のとおりです。但し当会場が必要と認めた場合は追加で資料をいただくこともあります。

① 新郎新婦または戸籍上の新郎新婦の子・父母・祖父母・兄弟が死亡した場合

・対象者の死亡届または行政機関発行の証明書

② 新郎新婦または戸籍上の新郎新婦の子・父母・祖父母・兄弟が傷害または疾病により入院した場合

・対象者の医療機関の発行する入院証明書

③ 新郎新婦がご婚礼当日に入院中、または医師の指示により自宅待機等となった場合

・対象者の医療機関の発行する入院証明書または診断書

④ 新郎新婦が平時居住する家屋について火災、破裂、爆発、風災、水災、雪災、地震、噴火または津波による半壊以上の被害が生じた場合

・行政機関発行の証明書（罹災証明書・被害認定調査結果通知等）

⑤ ご婚礼当日、前日または前々日において、結婚式会場の所在する地域、新郎新婦の実家が存する地域または新郎新婦が平時居住する地域について、気象庁からの次のいずれかの特別警報もしくは大津波警報の発表された場合または内閣府により災害救助法が適用された場合

・対象地域の気象庁または内閣府が発表した特別警報または大津波警報、災害救助法適用を証明する公的資料（公式サイトの印刷、スクリーンショット、自治体発行の証明書等）

第18条 個人情報の取り扱い

お客様および、ご出席者等の個人情報は、披露宴等に関するご案内、確認等のご連絡に使用するほか美容、着付け、写真、案内状、引出物等の当会場指定会社でのサービス提供に使用することがあります。その他、個人情報の取扱いについては規約末尾の個人情報保護方針をご確認ください。

◆「カスタマーハラスメントに対する基本方針」



◆「個人情報保護方針」



上記「挙式・披露宴規約（結婚式あんしんサポート追加条項）」記載内容に同意いたします。

ご新郎芳名

ご新婦芳名

様

様

<当社記入欄>

お申込日：結婚式あんしんサポートご入金日

年

月

日

(2026年3月1日現在)